等割額」と、 算され、

年額5万円です=下図①参照。

保険料率

(均等割額と所得割率)

額」の合計になります。なお、

3924円、

平成 23年度

保険料の軽減

以下の要件に該当する人は、平成22年中の所得に応じ て23年度の保険料が軽減されます。

☑所得の少ない人

【均等割額】同一世帯の被保険者と世帯主(被保険者で ない人も含む)の総所得金額等の合算額が下表①の基準 を下回る場合、均等割額が軽減されます。所得が未申告 の人には簡易申告書を送付しています。まだ提出してい ない人は提出してください

【所得割額】基準総所得金額が58万円以下の場合、所得 割額が5割軽減されます

表①〈軽減判定早見表〉

軽減判定所得は基準総所得金額とは異なります。65歳 以上の公的年金受給者は、年金所得の範囲内で最大15万 円を控除し、軽減判定されます。

軽減割合被保険者数	8.5割軽減(※1)	5割軽減	2割軽減					
世帯主が被保険者の世帯								
1人		_	68万円以下					
2人	33万円以下	57万5000円以下	103万円以下					
3人		82万円以下	138万円以下					
世帯主が被保険者でない世帯								
1人		57万5000円以下	68万円以下					
2人	33万円以下	82万円以下	103万円以下					
3人		106万5000円以下	138万円以下					

(※1)8.5割軽減の対象となる世帯のうち、被保険者全員の各所 得(年金収入の場合は、控除額を80万円として計算)が0円の場 合、9割軽減になります

□被用者保険の被扶養者だった人

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被 扶養者だった人(※2)は所得割額がかからず、均等割 額が5割軽減されます。なお、平成23年度は軽減措置と して、均等割額が9割軽減され、保険料は年額4392円に なります。

(※2) 国民健康保険や国民健康保険組合に加入して いた人は対象になりません

保険料の減免

災害で大きな損害を受けたとき、所得が著しく減少し たとき、世帯の他の被保険者や世帯主が死亡したことに より世帯の所得が軽減判定基準額以下になるとき等は、 申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

表②:負担割合の判定方法

割合	判定基準		
1割負担	同一世帯に市民税課税所得が145万円未満の後期高齢者 医療被保険者のみの場合		
3割負担	同一世帯に市民税課税所得が145万円以上の後期高齢者 医療被保険者がいる場合		

表③:基準収入額

- ▶同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合…被 保険者の収入383万円
- ▶同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が複数いる場合 …被保険者全員の収入合計 520 万円
- ▶同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人(収入383 万円以上)で、かつ70歳~74歳の人がいる場合…被保険者と 70歳~74歳の人の収入合計520万円
- ※世帯状況の異動や所得の変化などにより、随時変更されることがあります

とに見直されます。23年度の均等割額は4. 保険料額は平成22年中の所得に応じて計 険料は被保険者一人ひとりが負担しま 被保険者全員が等しく負担する「均 所得に応じて負担する「所得割 所得割率は8・23%で22年度と 最高限度額は は2年ご

図① 保険料の計算方法 ①均等割額

4万3924円

8月1日です。

7月下旬に新し

被保険者証の更新時期は毎年

+

②所得割額 平成22年中の

8.23 X 100 基準総所得金額(※)

③平成23年度年間保険料

(最高限度額50万円)

(※) 基準総所得金額とは、総所得金額等(収 入額―控除額)から基礎控除(33万円)を差 し引いた金額です。ここでの控除額は、公的年 金等控除や給与所得控除等、事業所得における 必要経費などのことをいい、所得控除(社会保 険料控除や扶養控除等)は含みません

被保険者証は 7月下旬に送付

っては、

有効期限が短い被保険

証を送付することがありま

ない人は、申請により1割負担準収入額=左表③参照=に満た

負担と判定された人のうち、

基

市民税課税所得をもとに3割

を医療機関の窓口で提示してく 8月1日から新しい被保険者証

被保険者証を送付しますので

申請書を送付し基準収入額適用

しました

たさい。 保険料の納付状況によ

は、同一世帯内の被保険者の平 めにご相談ください す。納付が困難な場合は、 年中の所得により算出) に決定されます=-8月以降の一部負担金の割合 左表②参照。 をもと お早

31日までに提出してください。 す。提出していない人は、 額適用申請書を送付していま なる可能性のある人に基準収入 になります。 1割負担の対象に

額認定証 を提示することで、入院の際に は 限度額適! 上帯全員が ・ (以下、減額認定証) 用·標準負担額減 市民税非課税の人

減額認定証を 送付します

場合は、高齢者医療保険グルー 減額認定証の申請をしていない 世帯全員が市民税非課税の人で 定証を7月下旬に送付します。 対象になる人に、新しい減額認 証を持ち、8月以降も引き続き 8月1日です。現在、減額認定 減額認定証の更新時期は毎年 (市役所本庁舎1階)、各支 アクタ西宮ステーションで

左表④の世帯ごとの限度額とな 入院時の食事代も減額され

後期高齢者医療制度

定通知書(以下、決定通知書)を7月15日平成23年度後期高齢者医療保険料額決 していますので併せてご覧ください に送付します。保険料に関する案内も同封 『(以下、

《問合せ先》

- ◆市高齢者医療保険グループ(市外局番は0798)
 - ◆保険料など(35・3110)
 - ◆被保険者証・減額認定証など(35・3154)
- ◆兵庫県後期高齢者医療広域連合

 $(078 \cdot 326 \cdot 2021)$

保険料は特別徴収(年金から

保

ā

の徴収)または普通徴収(納付 書や口座振替での支払い) 付します。納付方法については 沢定通知書に記載しています。 特別徴収

保険料の納付方法は特

円未満の人、介護保険料と後期 の対象になる年金額が年額18万 別徴収です。ただし、特別徴収 局齢者医療保険料との合計額が

の申込手続きをしてください。 《納付方法の変更手続き》

①金融機関の窓口で口座振替

なります。 超える場合などは、 対象になる年金額の2分の1を

で納

普通徴収に切り替わる場合があ であっても、23年度分において 付方法を口座振替に変更するこ ります。また、申し出により納 Jができます。 なお、 平成22年度は特別徴収

普通徴収

や転入などの理由により、 特別徴収の要件を満たさない 年度途中で万歳になった人

書に記載しています)。

があります

該当者は決定通知

普通徴収に

の窓口で受け取った口座振替申 込書の本人控えが必要です。

出書に記入し、提出してくださ 帳を持参してください。 市内の各金融機関に い。①の手続きの際に金融機関 印、被保険者証、 手続きの際には、 ②市の窓口で納付方法変更申 預(貯)金涌 金融機関届出 にあります。

口座振替申込書は、 市の窓口

月(9回)支払いは、 も8月1日に は、8月1日 です。 月~翌年3月の各月末日(金融 機関が休みの場合は翌営業日) る納付書で支 です。決定通知書に添付してい に特別徴収が 口座振替の場合、振替日は7 23年度の最初の振替日 です。

から特別徴収 なお、普通徴収の人でも10月 7月~翌年3月の各 なります。 です。一括振替日 払ってください。 できない人が対象 に切り替わる場合

市は、保険料の算定方法などの質問や納 付方法の相談に答えるため、次のとおり「保 険料ご質問コーナー」を設けます。

【日程】7月19日(火)~27日(水) (土・日曜 の午前9時~午後5時 を除く)

【会場】市役所本庁舎2階252会議室

表④:負担割合と1カ月(月初~月末)の自己負担限度額など 白刀色切阳度缩 (1カ日)

表④:負担割合と1カ月(月初~月末)の自己負担限度額など						
区分 割合		自己負担 外来(個人ごと)	□限度額(1カ月) 外来+入院(世帯ごと)	入院時の食事代の 標準負担額(1食)	機関	
ある人		3割	4万 4400 円	8万100円 + 医療費が 26万7000円を超えた 場合は、超えた分の1% を加算。過去12カ月以 内に3回以上高額療養費 の支給があった場合、4 回目以降は4万4400円	260円	医療機関で支払う一部負担金が
-	般	1割	1万2000円	4万 4400 円	260円	申
市民税非課税世帯のよ	低所得Ⅱ	1割	8000円	2万 4600 円	90日までの入院 …210円▷90日 (過去12カ月の入 院日数)を超える入 院…160円	申請してください
	低所得·	1割	8000円	1万5000円	1 00 円	0

人工 ※低所得 I …世帯全員が市民税非課税、かつ各所得(年金所得は控除額を 80万円として計算)が0円の人▷低所得Ⅱ…世帯全員が市民税非課税の人